

第5章 教育内容等の改善措置

1 総説

当専攻においては、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を図るための組織的・継続的取組みの1つとして、専任教員全員を構成員とするFD委員会を設置している。また、委員会活動の実効性を高めるために、委員会内に公法系科目部会、民事系科目部会、刑事系科目部会及び実務系科目部会の4部会を設け適宜各部会を開催している。委員会における教育内容等改善の実効性を高めるため、議題に応じて、各部会の授業に係る非常勤講師等にも出席を依頼し、教育内容の質的向上を図るように努めている。

FD委員会による、これまでの主な取組みとしては、以下が挙げられる。

- (1) 期末試験の成績一覧表すべてを専任教員間で共有
- (2) 授業評価アンケートの相互閲覧による問題意識の共有化と改善点に関する意見交換
- (3) 正規授業との整合性等を図ることを目的としたチューターゼミの教育内容等に関する意見交換
- (4) カリキュラム全体の多様性等を図ることを目的として法学学位プログラム(企業法学専攻)の提供科目の受入れに関する検討
- (5) 修了生向けの学修サポートとしてのエクステンションプログラムの活用
- (6) 入学予定者へのサポートとして「入学前ガイダンス」の改善
- (7) 在学中受験を視野に入れたカリキュラム変更の検討
- (8) 共通到達度試験の追再試の実施方法・評価基準の見直し

さらに、コロナ禍における教育に関し、以下の検討がなされた。

(1) コロナ禍を受けて実施されたオンライン授業の教育効果の検証：録画方式と双方向オンライン方式のそれぞれの課題と対応策について(例えば2020年度の「法律基本科目」のGPAの平均値と2019年度のそれとの比較など)

(2) コロナ禍における期末試験及び期末レポートの実施方法について

また、授業時間外の学修支援手段であるチューターの活用を、より実効性の高いものとするために、チューターと専任教員とがともに参加するチューター会議を年1回開催している。

さらに、修了生からの意見を聞くために、毎年修了して間もない者で構成する「修了生アドバイザーボード」を設置し、教育改善のための機会としている。令和2年度は令和3年2月、令和3年度は同年9月に開催し、講義・演習の在り方、修了生への支援につき意見交換をした。

2 改善のための措置

また、教育の内容及び方法の改善を図る一環として、次のような措置を実施している。

(1) 授業評価アンケートの活用

各科目授業の最終回全科目につき、全学アンケートとは別に専攻独自の授業評価アンケートを実施し、その結果を分析して教育の内容及び方法の改善に役立てている。アンケート用紙「授業評価調査票」には合計 14 の項目（令和 2 年度以降はウェブサイト上の入力により 17 の項目）を設け、それぞれについて 4 段階の評価（令和 2 年度以降はウェブサイト上の入力により 5 段階の評価）を記入可能にするとともに、自由記載欄も設け、学生による多様な意見をできるかぎり正確に反映するよう工夫している。回収されたアンケートは科目ごとに集計結果をまとめた一覧表が作成される。この一覧表は各担当教員に配布されており、このアンケートに対して各教員がそれぞれの教育内容及び教育方法の自己点検を実施し、その結果を教員所見としてまとめ、提出することが義務付けられている。各教員において個別に改善可能な点については迅速に対処している。さらに、アンケート集計結果及び教員所見は FD 委員会等で回覧資料とされ、教育内容及び教育方法の具体的改善に対する討議の基礎資料として活用されている。また、アンケート集計結果をまとめたファイルが、校舎 5 階当専攻事務室に常置され、学生を含む学内者は、5 階事務室開室時間中はいつでも閲覧できる状態に置かれている。なお最近 5 か年度の各科目の配当年次別アンケート回収率は下表 1 のとおりである。

表 1 授業アンケート年度別回収率

年度	H29	30	R1	2	3
回収率	88%	91.9%	92.6%	52.8%	21.6%

授業満足度のうち「大変満足」及び「まあ満足」、回収率とも毎年高いパーセンテージで経過しており、概ね良好な結果といえる。ただし、令和 2 年度以降は、コロナ禍において録画授業・双方向オンライン授業となり、回収率が落ちている。

表 2 授業アンケート「授業満足度」

満足度	大変満足	まあ満足	あまり満足できなかった	全く満足できなかった
平成 29 年度	42%	36%	5%	1%
平成 30 年度	41%	27%	3%	2%
令和 1 年度	37%	32%	4%	2%
令和 2 年度	54%	36%	2%	1%
令和 3 年度	56%	34%	2%	1%

注) 令和2年度から項目を変更した。「どちらとも言えない」は本表から除いた。

(2) 授業参観

FD活動の一環として、当専攻では教員間での授業参観を行っている。授業参観の成果を、当専攻教員全体の教育内容及び教育方法の改善に確実につなげていくために、授業参観後、参観者は「参観報告書」を提出することとなっている。この報告書をFD委員会等の討議の基礎資料として活用することなどを通じて、教育の質の改善に向けた取組を行うように努めている。

3 協力校との間の遠隔共同FD会議

ICT(サテライト方式)を通じ単位互換を実施している甲南大学、金沢大学の各法科大学院との間で遠隔FD活動(遠隔授業参観及び遠隔FD会議)を開催している。具体的には、単位互換授業の際は、受信校にも毎回専任教員を配し、他大学の授業を遠隔参観する機会を設け意見を聴取している。また両法科大学院との間で毎年遠隔共同FD会議を開催しており、主として遠隔授業の方法につき、コロナ禍にあっては授業や試験の実施の方法につき広汎な意見交換を行い学習環境の整備に役立っている。

4 学外関係企画への出席

当専攻では、FD活動に資すると思われる学外団体主催の企画への専任教員の積極的参加を求めている。最近の主な実績は下記の通りである。

法科大学院認証評価機関である大学改革支援・学位授与機構や大学基準協会の説明会に、教員が出席している。平成31年3月の法科大学院教員研究交流集会全体会において、森田憲右教授が「法学未修者教育の改善に向けて一効果的な教育手法」のパネリストとして報告し、参加者との間で意見交換を行った。

また、日弁連主催の法科大学院教員研究交流集会にも参加して、情報収集に努めている。

このほか、令和2年12月の第100回中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会にて当専攻の現状・課題について報告を行っている。

5 教育課程連携協議会

平成30年11月、「有識者会議」の後を受けて、ビジネス科学研究科の教育に関する細則第5条の2を新設し、同条第3項により、ビジネス科学研究科法曹専攻教育課程連携協議会を設置して、当専攻における今後の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しに向けた体制を整えた(なお、令和2年4月、改組により「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育課程連携協議会」と正式名称が変更された)。あわせて同研究科において「ビジネス科学研究科法曹専攻教育課程連携協議会について」を定め、平成31年4月1日付けで、以下の教育課程連携協議会構成員が就任した(令和3年4月学術院の下で再任さ

れた)。

田村陽子 (法曹専攻長)

山口卓男 (弁護士・筑波アカデミア法律事務所所長)

伊藤茂昭 (弁護士・元東京弁護士会会長)

難波孝一 (弁護士・元東京高等裁判所判事)

小松夏樹 (読売新聞東京本社編集局編集委員)

平成31年3月13日に第13回有識者会議 (当時の専攻長は森田教授)、令和3年3月16日に第1回法曹専攻教育課程連携協議会がそれぞれ開催され、司法試験への対応、入試方法の改善等が協議された。

[特長]

- ・アンケート結果について全面的に学生に開示するとともに、FD委員会による回覧及び討議を通じて、教育内容及び方法改善のための重要な基礎資料として積極的に活用している。
- ・他の法科大学院と共同FDを行い、教育の質の向上に努めている。

[課題]

- ・なし